

住宅の建築・解体には 「工事の届出」が必要です

5月30日に建設リサイクル法が施行されます

建設リサイクル法が、5月30日から施行されます。住宅の建築・解体により発生する廃棄物は、分別リサイクルすることが義務付けられるとともに「工事の届出」が必要になります。

対象となる工事

対象となる建設工事は、次の表のとおりです。一定規模以上の建設工事を対象に、指定された建設廃棄物の分別解体・リサイクルが工事の発注者（家主）および受注者に義務付けられました。

対象となる建設工事の種類	
工事の種類	規模の基準
建築物の解体 (述べ床面積)	80㎡以上
建築物の新築・増築 (同上)	500㎡以上
建築物の修繕・模様替等	1億円以上
その他の工作物に係る工事	500万円以上

対象となる建設廃棄物

分別解体・リサイクルが義務付けられた建設廃棄物は、木材

コンクリート アスファルトの3種類です。

発注者(家主)の役割

発注者（家主）は、工事着手の7日前までに、工事に伴って発生する建設廃棄物の分別解体・リサイクルの計画を記入した「工事の届出書」を提出します。また分別解体・リサイクルのための費用負担が必要になります。工事終了後、工事業者から完了報告を受け、正しく処理されているか確認します。

工事業者の役割

工事の受注者は、発注者（家主）に分別解体等の計画を書面で説明します。法に定められた手順に従って分別解体および再資源化施設への搬入処理をします。この際シヨベルカーなどの解体車両で一気に壊してしまう従来のミニ解体は禁止されます。指定さ



今後は... 分別解体

- 分別
- ・コンクリート廃材
- ・アスファルト廃材
- ・廃木材



リサイクル

- ・再生砕石
- ・再生アスファルト
- ・木材チップ

れた建設廃棄物を再資源化施設に搬入し、処理状況を家主に報告します。

罰則規定

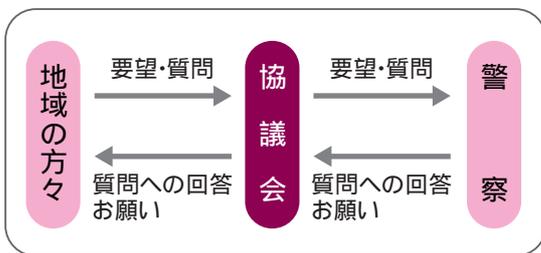
分別解体および再資源化等の法律違反には、罰則規定が設けられました。

届け出・問い合わせ

工事の届け出並びにその他不明な点の問い合わせ先は、館林土木事務所建築課 ☎(72)4355 になります。

皆さんの意見を警察行政に反映します

警察署協議会



警察署協議会は、昨年6月に全国で設置され、群馬県ではすべての警察署に設置されています。委員の定数は、警察署の規模に応じて5人から15人の範囲内でそれぞれ定められており、県内全体では184人のかたがたが群馬県公安委員会から委嘱されています。

警察署協議会は、警察署長が警察署の運営の在り方について、住民のかたがたの意見を聞いて業務に反映させるための諮問機関です。つまり、警察業務が住民感覚とかけ離れないよう住民のかたがたの声に耳を傾ける組織です。

この制度が定着し、真に「県民のための警察」が実現するよう、県民の皆様のご理解とご協力をお願いします。